

## 路地状敷地の取扱いについて

東京都建築安全条例第10条に関して、以下の図1または図2に掲げる条件に該当する敷地については、路地状敷地として扱わないものとする。ただし、計画建物などによって必要とされる接道長さを満足していることを前提とする。

【条件】道路から見通せる敷地。  
(死角がないもの)

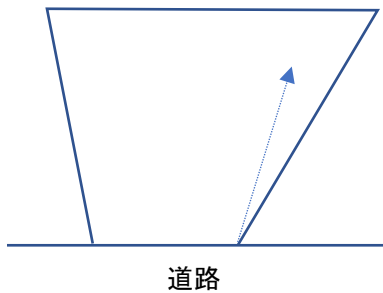


図1：路地状敷地として扱わない例-1

【条件】次の①の条件を満足する敷地。  
①  $A/2 \geq B$

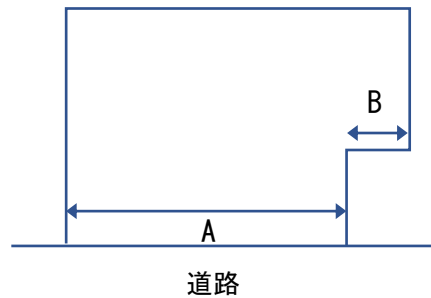
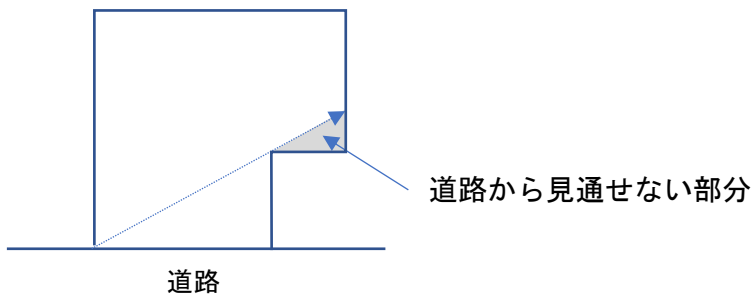


図2：路地状敷地として扱わない例-2

原則、道路から見通せない部分があれば路地状敷地として扱う



※上記以外の特異な敷地形状の場合は、個別判断とする。